

いじめ防止基本方針 及び具体的行動

令和6年4月1日改定

もくじ

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	P1
II	いじめ防止に関する校内・連携機関組織図	P3
III	未然防止及び早期発見のための具体的な取り組み	P3
IV	いじめの早期発見のための措置	P4
V	いじめに対する措置	P5
VI	インターネット上のいじめへの対応	P7
VII	重大事態への対処	P8
参考		P9

開成町立開成南小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得るという認識に立ち、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

本校では、家庭や地域社会、関係諸機関と連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む、迅速かつ適切に解決するために、「開成南小学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定めた。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に規定されているいじめの定義は次のとおりである。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止するための基本的な方向性

いじめ問題は、教職員一人ひとりが自らの問題として切実に受け止め、「本校のどの子にも起こり得る」という危機感を常にもち、命の学習・人権の学習とともに徹底的に取り組むべき最重要課題である。

いじめ問題の発生を防ぐには、「規律」「学びに関する資質・能力」「自己有用感」を育てることが重要であると言われている。そこで、誰もが参加できる授業、活躍できる授業をめざすとともに、児童に寄り添った深い児童理解に立った児童指導の充実を図り、様々な活動に生き生きと、精一杯、全知全能を傾けて、仲間とともに取り組み続けることができる学校生活を送らせることが肝要である。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応にあたっては、早期発見・早期対応を旨とした取組の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人ひとりに寄り添った指導・支援を積極的に進めることが重要である。

以上のことを踏まえ、次に示す基本認識や基本姿勢に基づいて、いじめ問題への対応を推進する。

3 いじめに対する基本認識

- ① いじめは、絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる。
- ③ いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ④ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の児童にも注意を払う必要がある。
- ⑤ いじめは、学校内での人間関係にだけにとどまらず、塾や社会体育、SNSなどの場面を通じても起こりうる。

4 いじめ問題に対する基本的な姿勢

ア) 「いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度でいきわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

イ) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

ウ) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

エ) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びなどについて指導することが必要である。

オ) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

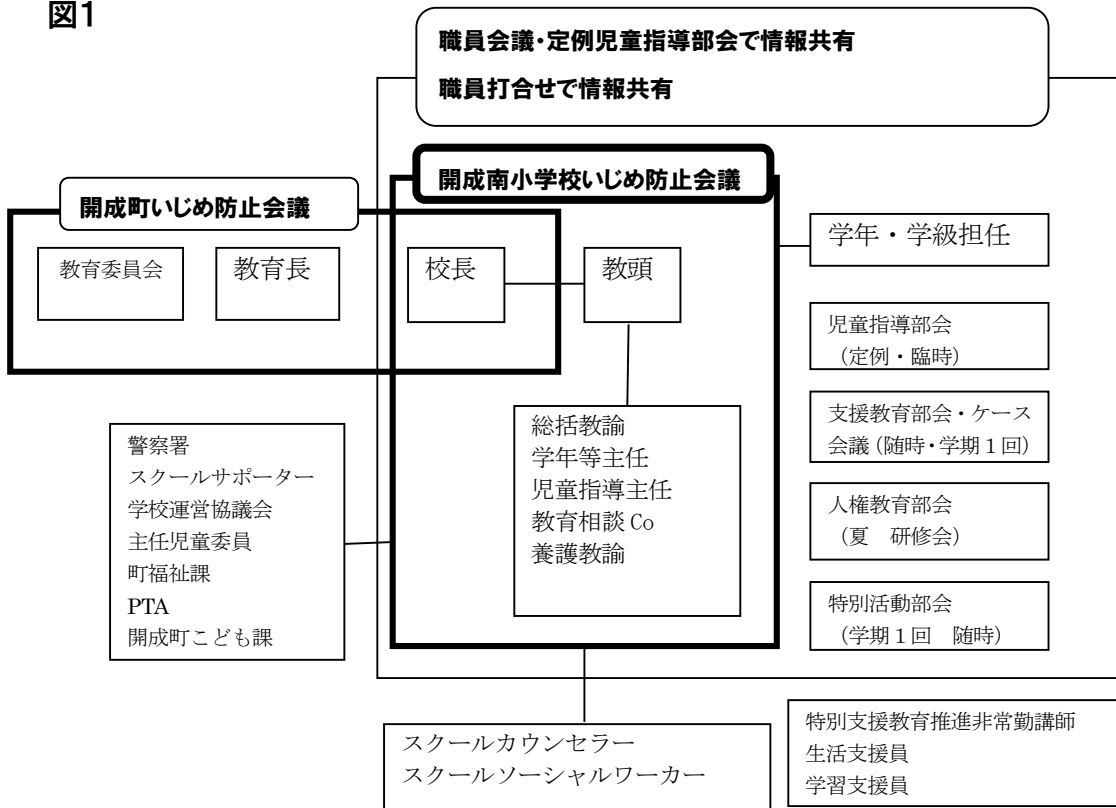
いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取り組みも急務である。

「いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）」

Ⅱ いじめ防止に関する校内・連携機関組織図

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関して専門的な知識を有するその他関係者によって構成される校内組織及び連携する関係機関を図1のように定める。いじめ防止の取り組みを学校の評価の項目に位置付け、検証を行う。

図1



Ⅲ 未然防止及び早期発見のための具体的な取組

いじめの未然防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、次の取組に基づき、いじめ未然防止、早期発見、教職員の資質・能力の向上の取組などについての年間指導計画を別に定める。

1 児童に豊かな心をはぐくむための教師の姿勢 ～児童へのかかわりを見直す視点～

- ・どの児童にも笑顔で接し、温かい声かけをしているか。
- ・肯定的な言葉や態度で、児童一人ひとりを認めているか。
- ・児童とふれあう時間をつくり、児童の話を傾聴しているか。
- ・作品や日記、ノートなどに、励ましや称賛のコメントを入れているか。
- ・児童の心を傷つけるような乱暴な言葉遣いや態度をとっていないか。
- ・悪いこと、ルール・マナー違反、無神経な行動などを見過ごしていないか。
- ・小さな気付きをやり過ごしていないか。

2 未然防止への取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

ア) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。

- ・一人ひとりが自分の思いをいきいきと表現し、伝え合う中で学ぶ楽しさを味わう授業づくりを心掛ける。
- ・コミュニケーション能力の向上とコミュニケーションの活性化を図る。
- ・みんなの中で自分のよさや考えが認められる授業や集団づくりをする。
- ・それぞれのよさや違いを認め合い、共に高まることを喜び合う温かい人間関係を基盤とした仲間づくりをする。
- ・行事や学年活動などを「共生」の体験的学習の機会ととらえて構成する。
- ・道徳、学級活動の時間を重視することにより「いじめを生まない・許さない心」の育成や正しい人権意識、正義、問題解決能力を高める。
- ・児童会活動、異学年交流活動などをおして、いじめについて考えるとともに、自己有用感、自己肯定感を味わえるような場をつくる。
- ・礼儀、挨拶、規律の遵守、規律の創出、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）の実践などにより、よりよい人間関係づくりのスキルを高める。

イ) 人への愛情を基盤とした公平感をもたらす、一貫性のある対応の徹底を図る。

- ・児童の言葉を傾聴しながら、いけないことに対しては毅然とした対応をとる。
- ・いじめの背景となる児童の周りのストレス等の要因に注視し、改善を図るとともに、そのストレスに対処する方法や耐性を高めるようにする。
- ・全職員が互いに情報開示や意識・認識の共通理解をすることをおして、同一の歩調で指導を展開する。
- ・児童は知っているだろうという先入観をもたず、教えるべきことはきちんと丁寧に児童の実態に合わせて教え、経過、結果を必ず見届けるようにする。

ウ) いじめに関することを研修会や職員会議で取り上げ、平素から職員間の共通理解を図るとともに、学校運営協議会等を活用して、地域と連携した取組をめざす。

- ・共通認識、共通理解、新技術・知識の獲得のための機会を意図的に会議等に組み入れる努力をする。
- ・児童の情報キャッチの方法やその活用方法などについての研修を深める。
- ・人権に配慮しながらも、学校で起こっている問題等を分かりやすく開示し、保護者に児童の心や行動、行動心理についての啓発をし、子育てについての連携を深める。
- ・懇談会、学校だより、掲示板、朝会などの活用を図る。

IV いじめの早期発見のための措置

1 早期発見への取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないよう、アンテナを高く張る。

ア) 日常的な観察を充実させる。

- ・教師としての感性を発揮し、なんとなくおかしいと感じたことを大事にし、必ず言葉と行動を起こす。
- ・休み時間や給食の時間などの児童との交流を大切にし、児童理解に努める。
- ・日記など、注意深く読み取り、児童の小さな変化に気付いたり、肯定的なコメントを入れたりすることにより、日記の中での児童とのラポール（親和関係）を形成する努力をする。
- ・学年会や同僚との情報交換の中での児童の情報を活用するとともに、複数の教員による観察を心掛ける。

イ) 日頃より、児童理解を進める。

- ・ 個の動き、集団の動きや話題に注意を払う。
- ・ 友だち関係や遊び場・遊びの内容などを積極的に把握する努力をする。
- ・ 地域や諸団体から児童に関する情報が入ってきやすくなるよう、保護者との良好な関係をつくるよう努力する。

2 教育相談をととした把握

ウ) アンケートや児童との個別の話し合い、保護者からの情報を活用する。

- ・ 定期的に「心のアンケート」を活用する。情報収集ばかりでなく、直後に丁寧な対処をする。
- ・ 給食時間や休み時間を活用して、意図的に児童に話しかける。
- ・ アンケート等に表れるのを待つばかりでなく、気にかかる児童へアプローチする。
- ・ おかしいと思ったことは、児童に尋ねるなどして、全容を解明する努力を行う。通報してくれた児童を全力で守るという姿勢とメッセージを児童に発信する。
- ・ 家庭での積極的ないじめ認知につながるように、児童の様子を見つめるためのポイントを保護者に懇談会などを通じて啓発する。また、小さな情報でも学校に届けやすくなるよう、良好な関係をつくるよう努める。

V いじめに対する措置

1 いじめの発見・通報を受けた時の対応

ア) いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守る

- ・ いじめを受けている状態のときは、すぐやめさせ、当該児童の安全・安心をしっかりと図る。
- ・ いじめの内容について聞き取るときは、他の児童に気付かれぬよう、場所・時間等に配慮する。
- ・ いじめに関わる児童が複数人いる場合は、別々の時間・場所で聞き取りをする。
- ・ 暴力の場合には、必ず複数の職員で対応する。
- ・ 担任だけで対応するのではなく、複数人で聞き取って、情報の相違がないようにする。

イ) 事実確認と情報の共有

- ・ 発見、通報を受けた場合には、自分ひとりや学年職員だけで抱え込まず、速やかに校長または教頭に報告するとともに、情報の収集、記録、情報の共有、いじめの事実（実態）の確認を組織的に速やかに行う。
- ・ 保護者対応は、管理職等を含めた複数人の教職員で対応し、丁寧に行う。

2 組織的対応の方針

ア) いじめの事実・予兆・疑いの発見

- ・ 日頃より人権感覚を高め、個々の児童の理解を深め、個・集団の様子の変化が感じられるようにするとともに、小さな変化のうちに対応するように心掛ける。
- ・ 保護者からの情報があった場合、傾聴し、真摯に受け止め、その事実を確かめる。クレームと思っはいけない。
- ・ 養護教諭、教科担任と日常的に連携し、学年会での情報交換を丁寧に行う。他学年の児童の情報を入手した場合には、必ず該当学年に連絡する。
- ・ ケース会議が学校教育の成果を上げる側面からのアプローチに偏っていないか、児童の困り感・悩み・集団の中での人間関係にも視点が当たっているか、管理職及びグループリーダーはチェックするよう心掛ける。
- ・ 聞いたこと、見たこと、分かったことなどは、日付、時間を入れて、必ず記録する。その際、事実や聞いた

ことと自分が考えたことや判断したこととは分けて記録する。

イ) 報告・連絡・相談

- ・いじめの事実や疑い、予兆を得た職員は、学年主任に相談し、初期対応（いじめ行為をやめさせる、当該児童の身体の安全や心の安心・安定を図る）するとともに、校長または教頭に速やかに報告する。
- ・日頃より、報告・相談しやすい雰囲気・環境づくりに、職員・管理職は心掛ける。
- ・児童には、日頃から道徳などを使って人権意識を高めるとともに、優しさ・温かさの具体的行動の気高さ、重要性を伝え、信頼関係を高める努力をし、情報を得られるようにする。

ウ) 開成南小学校いじめ防止会議の設置

- ・事実確認と関係機関への報告など、正確かつ組織的に外部機関と連携して対応を行うために設置する。教頭または養護教諭は、会議録を作成する。
- ・設置当初の委員
 - ・・・校長または教頭・当該担任・当該学年主任・養護教諭・総括教諭
 - 児童指導主任・教育相談コーディネーター・(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)
- ・目的
 - ・・・確認した事実・情報の共有
 - 追加の情報収集の構想・決定
 - 指導・支援体制の方針決定
- ・事実確認
 - ・・・「被害者・加害者・見た児童」に対して、複数職員で実施する。
 - 加害者、被害者が複数の場合は、同時に、複数の職員が、個別に聴取する。
 - 「日時」「場所」「事実」「継続の期間」と事件が起きた「背景」を探る。
- ・校長は教委へ報告
 - ・・・事実の概要と当該児童の様子、今後の方針の概略を報告

まずは、傾聴に徹し、正確な事実を慎重に確認する。

詳細がつかめていない場合も同様

エ) 関係児童、周辺児童、保護者への指導・支援・報告

- ・いじめ防止会議の対応方針に基づいて、報告、指導、支援を速やかに行う。
- ・いじめを受けた児童にも、いじめをした児童にも同じ人権があることを強く認識して対応する。
- ・いじめの解消については「いじめに係る行為が解消されていること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと」の2つの要件を満たしていることを必要条件とし、観察、面談などきめ細かな対応をしていく中で慎重に判断する。

3 問題解決のための適切な指導と支援

【被害児童への対応】

- 1 受容 つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 2 安心 「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を提示し、学校は味方であることを示す。
- 3 見通し 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 4 自信・回復 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 5 克服 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる。

一緒に考え一緒に行動することで生き抜こうという力を高めるようにする。

【加害児童への対応】

- 1 **確認・傾聴** 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、児童の背景にも注視する。
- 2 **内省** いじめは、どんな理由があっても決して許されない行為であることを気付かせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導を展開する。
- 3 **処遇** 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに、粘り強く指導を行う。
- 4 **相談・連携** 必要な場合、速やかに警察やS C、町当局などの関係機関に相談し、連携する。
- 5 **回復** 表面的な解決だけを見ずに、継続的に必要な指導を行う。
(心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の上、心理的ケアを十分行う。)

【傍観者・クラスへの対応】

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・クラスで被害者の心の苦しさを理解させ、止められなかった心の弱さに焦点を当て指導する。
- ・いじめに関する報道や体験事例、作文等の資料をもとに話し合い、自分たちの問題として意識させる。

【被害者の保護者への対応】

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係をつくるよう努める。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ・学校の方針（開成南小学校いじめ防止会議で決定された方針）への理解を求める。
- ・家庭との連携は、継続的に行う。

【加害者の保護者への対応】

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力する。
- ・被害者への謝罪等について話し合う。
- ・事情によっては、学校運営協議会委員や主任児童委員等の活用も考える。

VI インターネット上のいじめへの対応

1 未然防止のために

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、学校と家庭で連携・協力し、双方で指導を行う。

- ・道徳の授業やインターネットを使用する授業等で情報モラルの指導を行う。
- ・懇談会等でフィルタリングサービスなどの制限をかけるよう伝えていく。

2 早期発見・早期対応のために

- 1 書き込みの事実を確認し、内容を保存する。また、プリントアウトし、カメラ撮影を行い記録する。
- 2 掲示板管理者へ削除依頼をする。学校のPCを使う。利用規約を確認する。
- 3 削除されない時は、県警本部サイバー犯罪対策課、法務局人権擁護課に相談。

- (指導)
- ・匿名でも個人が特定でき、悪質な場合は、犯罪となり検挙されることも教える。
 - ・マナーを守ることは、リスクを回避することにつながることを教える。
 - ・書いた誹謗や中傷は一生ついて回ること、GPSなどにより、ストーカー被害に遭う可能性もあることを教える。

VII 重大事態への対処

1 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

2 重大事態後の対応

- (1) 聞き取りなどの結果、重大事態の可能性がある場合には、ただちに教育委員会に報告。
 - ・教育委員会の指導のもと、教育委員会または学校が主体となって、徹底した調査・解決を行う。
 - ・学校が主体となる場合は、調査の公平性・中立性を確保する措置を講じ、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
 - ・アンケート等の結果は、被害児童・その保護者に提供する場合もあることを調査に先立って、説明する。
 - (2) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供を行う。
 - ・経過報告を含めて、適時、的確な情報提供を行う。
 - ・児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
 - ・予断のない一貫した情報発信。個人へのプライバシーへの配慮を行う。
 - (3) 調査結果の報告
 - ・学校が調査した場合、調査結果は教育委員会を通じて町長に提出。
 - ・被害児童・保護者が希望した場合、被害児童・保護者の所見をまとめた文書を結果に添えて提出。事前に、このことを被害児童・保護者に伝えておく。
- * 緊急時のマスコミ対応については、教頭を窓口「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実に対応する。
- * SC、SSW、人権擁護委員、警察など、外部の専門家の参加も求めて、実行的な解決を図る。

参考1 いじめにおける子どもの心理 (県立学校いじめ防止対策マニュアルより抜粋)

(1) いじめられている子どもの気持ち

いじめられている子どもは、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせず防御的な態度をとったり、いじめられていると認めたくない心理になっていることを理解し、支援することが重要です。

- ア 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多くあります。
- イ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
- ウ 自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- エ ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがあります。

(2) いじめている子どもの気持ち

いじめている子どもが悩んでいたりと、寂しい思いをしたりしている場合も多くあります。その子どもの心理面や動機、背景に視点をあて、適切に指導することが重要です。

- ア いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- イ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがあります。
- ウ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。
- エ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていることがあります。
- オ 差異（個性）を柔軟に受け入れられることができないでいることがあります。

参考2 教師の姿勢チェックリスト ～児童へのかかわりを見直す視点～

- 1 どの子にも笑顔で接し、温かい、優しい声かけをしているでしょうか。
- 2 肯定的な言葉や態度で、全ての子どもに接しているでしょうか。
- 3 誰にも「〇〇さん」と温もりのある呼びかけをしているでしょうか。
- 4 子どもとふれあう時間をつくろうと努力し、子どもの話に耳を傾けているでしょうか。
- 5 どの子の作品や日記、ノートなどにも、肯定的評価のコメントや励まし・称賛のコメントを入れているでしょうか。
- 6 子どもを傷つけるような言葉遣いや態度をとっていないでしょうか。
- 7 悪いこと、ルール・マナー違反、無神経な行動などを見過ごしていないでしょうか。
- 8 小さな気付きをやり過ごしていないでしょうか。
- 9 子どもたちの変化に気がつくように、教室の中や廊下・トイレ・ロッカーなどをよく見ているでしょうか。
- 10 子どもたちの力を活用しているでしょうか。(活躍の場を設けているでしょうか)

参考3 いじめ発見チェックリスト ～最近、こんな気づきは、ありませんでしたか～

(中井町いじめ防止対策冊子より抜粋)

【 学校内で 】

(ア) いじめを受けている子どもに見られる傾向

- 職員室前の廊下・保健室、職員玄関などに来ることが多い。
- 休み時間など、一人でいることが多くなり、特別教室等の人目に付かないところで過ごすようになる。
- 遅刻、早退を繰り返し、欠席も増える。
- ため息をついたり、ぼんやりしたり、笑顔が見られず物事に対する意欲がなくなったり、成績が低下したりする。
- 自分の意見を言わず友達の機嫌をうかがったり、下を向いて人と視線を合わせようとしなかったりしている。
- 陽気にふるまう時と落ち込んだときが極端に現れる。
- いつも当番活動などを一人でやっていたり、他の子が嫌がるそんな役割や仕事をやらされたりしている。
- 座席を離されたり、乱されたりしている。
- 発言に対して揶揄（からかい）・嘲笑（あざ笑い）されたり、他の子どもより強い口調で注意されたり責められたりすることが多い。
- 教科書・ノートなどの持ち物が紛失したり、壊されたり、落書きされたりする。
- 机の中やロッカーの中が荒らされたり、いたずらされたりしている。
- 給食の配膳で、足りないものがあつたり、量が不自然に多かつたり少なかつたりする。
- 衣類が汚れたり、破れたり、濡れたりなど不自然な服装の変化がある。
- 派手な服装、髪を染める、髪の一部が短い、丸刈りにするなどの変化が、本人の意に反して強要されている場合がある。
- あざやすり傷などが見られる。
- 本人が訴える怪我の状況と理由が一致しない。

(イ) いじめをしている子どもに見られる傾向

- 仲が良い者同士集まり、排他的なグループをつくる。
- いじめている子どもと変に仲良さそうに見せる。
- 教師の目を避けるようになる。もしくは変に同意を得ようと理屈っぽくなる。
- 学校や学級の決まりを守らなくなり、口応えをする。
- 命令口調が多く、友達を使うようになる。

(ウ) 学級全体でみられる傾向

- 言葉遣いが乱れ、友達が嫌がる呼び方をする。
- メモをした紙を友達同士で回し読みしている。
- 内緒話をしたり、目配せをしたりしている。
- 友達の悪いところを強調する話題が増える。
- 好きな者同士のグループを編成したがる。
- 数人の閉鎖的な小さなグループがいくつもできる。
- 公共の場、黒板、壁、掲示物等の隅に、悪口やいたずら書きがされている。
- 特定の子が来ると話を止めたり、離れたりにしている。

【 家庭内で 】

- イライラしたり、反抗的になったり、急に口数が少なくなる。
- 家族との対話を避け、学校の話話を嫌がる。
- 一人で部屋にいることが多くなったり、電話やメールを必要以上に気にしたりする。
- 電話やメールが来ると理由を話さず、すぐに出かけることがよくある。